

令和 2 年

綾瀬市議会 3 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
1	令和2年度綾瀬市一般会計予算	別 冊
2	令和2年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
3	令和2年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計予算	別 冊
4	令和2年度綾瀬市介護保険事業特別会計予算	別 冊
5	令和2年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計予算	別 冊
6	令和2年度綾瀬市公共下水道事業会計予算	別 冊
7	綾瀬市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例	1
8	綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	9
9	綾瀬市印鑑条例の一部を改正する条例	1 1
1 0	綾瀬市市営住宅条例の一部を改正する条例	1 2
1 1	綾瀬市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	1 4
1 2	工事請負契約の締結について（令和元年度旧消防庁舎解体工事）	1 5
1 3	指定管理者の指定について（綾瀬市深谷大上ふれあいの家）	1 6
1 4	市道路線の認定について（R 2 6 9 - 1 3）	1 7
1 5	市道路線の認定について（R 2 6 9 - 1 4）	1 8
1 6	市道路線の認定について（R 2 6 9 - 1 5）	1 9
1 7	市道路線の認定について（R 2 6 9 - 1 6）	2 0
1 8	専決処分の承認について（令和元年度綾瀬市一般会計補正予算（第6号））	別 冊
1 9	令和元年度綾瀬市一般会計補正予算（第7号）	別 冊
2 0	令和元年度綾瀬市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊
2 1	令和元年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊

綾瀬市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行わせようとするときは、選定に参加する法人その他の団体（以下「法人等」という。）に必要な資格、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他指定管理者の選定について必要な事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人等を公募するものとする。

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、業務の実施方法その他の公の施設の管理に関する事項についての計画書（以下「事業計画書」という。）その他の市長等が規則で定める書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

(選定の基準等)

第4条 市長等は、前条の申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 事業計画書による公の施設の運営が、市民の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ることができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(公募によらない候補者の選定)

第5条 指定管理者を指定しようとする公の施設が次の各号に掲げる場合のいずれか

に該当するときは、第2条の規定にかかわらず、市長等は、指定管理候補者を選定することができる。

(1) 当該公の施設の地域住民による自主的な管理を確保する必要があると認める場合で、当該地域住民により組織される法人等を指定管理候補者としようとする場合

(2) 当該公の施設の適正な管理を確保し、かつ、設置の目的を効果的に達成することのできる指定管理者が当該公の施設の設置の目的、規模、機能等を勘案して特定の法人等に限られると認める場合で、当該法人等を指定管理候補者として指定する場合

(3) 第2条の公募に対し、第3条の申請がない場合

(4) 前条の規定により指定管理候補者に選定した法人等が指定管理者の指定を受けることができなくなり、又は当該法人等を指定管理者に指定することが著しく不相当と認める事情が生じた場合で、再度第2条の公募を行ういとまがない場合

(5) その他前各号に準ずる事由があると市長等が認めた場合

2 前項の場合において、市長等は、指定管理候補者の選定を受けようとする法人等と協議し、前条各号に掲げる選定の基準に照らして選定するものとする。

(指定管理者の指定等)

第6条 市長等は、前2条の規定により選定した指定管理候補者に公の施設の管理を行わせることについて議会の議決があったときは、当該指定管理候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定を行ったとき又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、公の施設の管理に関する協定を市長等と締結しなければならない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設を直ちに原状に回復しなければ

ならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、その管理する公の施設を故意又は過失により損傷し、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めたとときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第10条 指定管理者及び指定管理者の指示を受けてその管理する公の施設の管理の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

(設置前の公の施設等に対するこの条例の適用)

第11条 公の施設として設置を予定しているもの又は指定管理者による管理を行わせることを予定している公の施設であって次に掲げる場合に該当するものは、この条例の規定における指定管理者に管理を行わせようとする公の施設とみなして、この条例の規定を適用する。

- (1) 指定管理候補者の選定から指定管理者による公の施設の管理の開始の日までに、当該施設の管理の方法について密接に関係する市民、団体等との間の調整に相当な時間を要することが見込まれる場合
- (2) 公の施設としての設置の目的を効果的に達成するために、公の施設の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画について、指定管理者として当該公の施設の管理を行うものの意見を計画の段階から聴取することが当該公の施設の効用の増加に資すると認められる場合
- (3) 新たに公の施設として設置しようとする場合において、当該公の施設に係る法第244条の2第1項の条例を定めるに当たって、国、県その他地方公共団体との協議等に相当の時間を要し、当該条例を定めた後に指定管理候補者を選定すると当該公の施設の供用の開始までに十分な準備期間の確保ができないと見込まれる場合

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に公の施設の指定管理者の指定を受けているものについては、この条例の規定による指定管理者の指定を受けているものとみなす。

(綾瀬市都市公園条例の一部改正)

3 綾瀬市都市公園条例（昭和51年綾瀬町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第31条」を「第27条」に改める。

第21条から第23条までを削り、第24条を第21条とし、第25条を第22条とする。

第26条第1項中「第24条」を「第21条」に改め、同条を第23条とし、第27条を第24条とする。

第28条第1項を削り、同条第2項中「第25条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条を第25条とする。

第29条を削り、第30条を第26条とし、第31条から第33条までを4条ずつ繰り上げる。

別表第6中「（第24条関係）」を「（第21条関係）」に改める。

(綾瀬市高齢者デイサービスセンター条例の一部改正)

4 綾瀬市高齢者デイサービスセンター条例（平成17年綾瀬市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とし、第12条を第9条とする。

第13条を削り、第14条を第10条とする。

第15条を削り、第16条を第11条とする。

(綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設に関する条例の一部改正)

5 綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設に関する条例（平成17年綾瀬市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条から第9条までを削り、第10条を第7条とし、第11条から第15条までを3条ずつ繰り上げる。

第16条中「第13条」を「第10条」に改め、同条を第13条とする。

第17条第1号中「第11条第3項」を「第8条第3項」に改め、同条第2号中「第12条各号」を「第9条各号」に改め、同条を第14条とし、第18条を第15条とし、第19条を第16条とする。

第20条第1項を削り、同条第2項中「第10条」を「第7条」に、「第17条」を「第14条」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条を第17条とし、第21条を第18条とする。

第22条を削り、第23条を第19条とする。

別表第3中「（第13条関係）」を「（第10条関係）」に改める。

（綾瀬市立図書館条例の一部改正）

6 綾瀬市立図書館条例（平成19年綾瀬市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条から第9条までを削り、第10条を第7条とし、第11条を第8条とし、第12条を第9条とする。

第13条を削り、第14条を第10条とする。

第15条を削り、第16条を第11条とし、第17条を第12条とし、第18条を第13条とする。

（綾瀬市ふれあいの家条例の一部改正）

7 綾瀬市ふれあいの家条例（平成21年綾瀬市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条から第9条までを削り、第10条を第7条とし、第11条から第14条までを3条ずつ繰り上げる。

第15条第1号中「第11条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第2号中「第12条各号」を「第9条各号」に改め、同条を第12条とし、第16条を第13条とし、第17条を第14条とする。

第18条第1項中「第10条」を「第7条」に、「第15条」を「第12条」に

改め、同条を第15条とし、第19条を第16条とする。

第20条を削り、第21条を第17条とする。

(綾瀬市障害者自立支援センター条例の一部改正)

- 8 綾瀬市障害者自立支援センター条例（平成23年綾瀬市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とする。

第12条第2号中「みだす」を「乱す」に改め、同条を第9条とし、第13条を第10条とし、第14条を第11条とする。

第15条中「第11条」を「第8条」に改め、同条第2号中「第12条各号」を「第9条各号」に改め、同条を第12条とする。

第16条を削り、第17条を第13条とする。

第18条を削り、第19条を第14条とする。

別表中「（第13条関係）」を「（第10条関係）」に改める。

(綾瀬市立公民館条例の一部改正)

- 9 綾瀬市立公民館条例（平成26年綾瀬市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条から第12条までを削り、第13条を第10条とし、第14条から第18条までを3条ずつ繰り上げる。

第19条中「第16条」を「第13条」に改め、同条を第16条とする。

第20条第1号中「第14条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条第2号中「第15条各号」を「第12条各号」に改め、同条を第17条とし、第21条を第18条とし、第22条を第19条とする。

第23条第1項を削り、同条第2項中「第13条」を「第10条」に、「第20条」を「第17条」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条を第20条とし、第24条を第21条とする。

第25条を削り、第26条を第22条とする。

別表第3中「（第16条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

(綾瀬市コミュニティセンター条例の一部改正)

- 10 綾瀬市コミュニティセンター条例（平成26年綾瀬市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とし、第12条から第16条までを3条ずつ繰り上げる。

第17条中「第14条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第18条第1号中「第12条第3項」を「第9条第3項」に改め、同条第2号中「第13条各号」を「第10条各号」に改め、同条を第15条とし、第19条を第16条とし、第20条を第17条とする。

第21条第1項を削り、同条第2項中「第11条」を「第8条」に、「第18条」を「第15条」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条を第18条とし、第22条を第19条とする。

第23条を削り、第24条を第20条とする。

別表第2中「(第14条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

(綾瀬市文化会館条例の一部改正)

1.1 綾瀬市文化会館条例(平成26年綾瀬市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条から第9条までを削り、第10条を第7条とし、第11条から第15条までを3条ずつ繰り上げる。

第16条中「第13条」を「第10条」に改め、同条を第13条とする。

第17条第1号中「第11条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第2号中「第12条各号」を「第9条各号」に改め、同条を第14条とし、第18条を第15条とし、第19条を第16条とする。

第20条第1項を削り、同条第2項中「第10条」を「第7条」に、「第17条」を「第14条」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条を第17条とし、第21条を第18条とする。

第22条を削り、第23条を第19条とする。

別表第1中「(第13条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

令和2年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

指定管理者の指定の手續等の統一を図り、より適正を期するため、条例を制定いたしたく提案するものであります。

綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年綾瀬町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由の審査に当たり必要があると認めるときは、綾瀬市災害弔慰金等支給審査委員会の意見を聴くものとする。

第15条第2項中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告、文書の閲覧及び資料の提供の求め、一時償還並びに違約金の徴収については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条の前に次の章名を付する。

第5章 雑則

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「及びいじめ防止等対策委員会委員」を「、いじめ防止等対策委員会委員及び災害弔慰金等支給審査委員会委員」に改め、同条中同号を第29号とし、第27号の次に次の1号を加える。

(28) 災害弔慰金等支給審査委員会委員

第5条第2号中「第28号」を「第29号」に改める。

別表中農地利用最適化推進委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給	医師である委員	日額	23,000
審査委員会委員	弁護士である委員	日額	23,000

	医師及び弁護士以外の委員	日額	8,400
--	--------------	----	-------

別表中「及びいじめ防止等対策委員会委員」を「、いじめ防止等対策委員会委員及び災害弔慰金等支給審査委員会委員」に改める。

(綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 綾瀬市附属機関の設置に関する条例（昭和53年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

綾瀬市災害弔慰金等支給審査委員会	綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年綾瀬町条例第24号）に基づき、災害弔慰金等の支給に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内	当該諮問に係る調査審議が終了するまで
------------------	---	------	--------------------

(綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 4 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和元年綾瀬市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条のうち綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の改正規定中「第28号」を「第29号」に改める。

第6条のうち綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第5条の改正規定中「第28号」を「第29号」に、「第22号」を「第23号」に改める。

令和2年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市印鑑条例の一部を改正する条例

綾瀬市印鑑条例（昭和53年綾瀬町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第13条第2項第2号中「失そう」を「失踪」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 意思能力を有しない者となつたとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市市営住宅条例の一部を改正する条例

綾瀬市市営住宅条例（平成9年綾瀬市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 市営住宅入居請書を提出すること。

第11条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第19条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第1項に規定する」を削り、「家賃又は損害賠償金」を「家賃等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が市営住宅の入居に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務（次項において「家賃等」という。）を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第39条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第43条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第39条第3項の規定は、この条例の施行の日以後にした同条第1項の請求に係る利息について適用する。

令和2年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

民法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市選挙公報の発行に関する条例（昭和 51 年綾瀬町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 通」を削り、同条第 2 項中「記載」の次に「又は記録」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

公職選挙法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

工事請負契約の締結について

令和元年度旧消防庁舎解体工事の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 神奈川県茅ヶ崎市香川4丁目29番1号
株式会社永沢興業
代表取締役 永沢 隆行
- 2 請負契約金額 281,140,200円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市深谷中1丁目2番1号地内
令和2年2月25日提出

綾瀬市長 古塩 政 由

(提案理由)

令和元年度旧消防庁舎解体工事の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 綾瀬市深谷大上ふれあいの家
 - (2) 所在地 綾瀬市大上8丁目23番35号
- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 大上地区社会福祉協議会
 - (2) 代表者 会長 今井 和治
 - (3) 所在地 綾瀬市大上5丁目4番17号
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
令和2年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市深谷大上ふれあいを家の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 269-13号線	寺尾南三丁目 688番62地先	寺尾南三丁目 688番39地先	182.3	6.0	

令和2年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 269-14号線	寺尾南三丁目 688番12地先	寺尾南三丁目 688番16地先	34.7	4.5	

令和2年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 269-15号線	寺尾南三丁目 688番21地先	寺尾南三丁目 688番26地先	30.5	4.5	

令和2年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 269-16号線	寺尾南三丁目 688番23地先	寺尾南三丁目 688番35地先	41.6	4.5	

令和2年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。